

医療法人左右会
生活訓練事業所もっこく運営規程
自立（生活）訓練事業（通所型・宿泊型）

（事業の目的）

第1条 医療法人左右会（以下「事業者」という。）が設置する生活訓練事業所もっこく（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービスの自立（生活）訓練（通所型・宿泊型）（以下「指定自立（生活）訓練」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な自立（生活）訓練のサービスの提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者に対して、生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 指定自立（生活）訓練の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者、その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者、企業、自助グループ等との密接な連携に努めるものとする。
 - 3 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を行うものとする。
 - 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行なうとともに、職員に対し、研修を実地する等の措置を講ずる。
 - 5 前3項のほか、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令」（平成18年厚生労働省令第171号）に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 指定自立（生活）訓練（通所型・宿泊型）を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 生活訓練事業所もっこく
- （2）所在地 鹿児島県志布志市志布志町安楽3012-3

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- （1）管理者 1名（常勤・兼務）
管理者は、職員の管理、指定自立訓練（生活訓練）の利用の調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定自立訓練（生活訓練）の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- （2）サービス管理責任者 1名以上（常勤）

サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に関する業務のほか、次に掲げる業務を行う。

ア 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

イ 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

ウ 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(3) 生活支援員 3名以上（常勤・兼務）

生活支援員は、利用者の必要な日常生活上の支援を行うとともに、利用者支援の企画並びに実施、地域社会の障害者に係わる各種の相談、支援を行う。

(4) 地域移行支援員 1名以上（常勤・兼務）

地域移行支援員は、地域生活へ移行後の住まいに関する情報提供及び地域生活へ移行し利用者の定期的な相談支援を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 年中無休。

(2) サービス提供時間 午前9時30分から午後3時30分までとする。ただし、宿泊による指定自立訓練（生活訓練）（以下「宿泊による生活訓練」という。）については午後3時30分から翌日9時30分までとする。

（利用定員）

第6条 事業所の利用定員（次項に規定するものを除く。）は20名とする。

2 事業所の宿泊による生活訓練の利用定員は17名とする。

3 事業所は、災害、虐待その他のやむ得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えてサービスの提供を行わない。

（指定自立（生活）訓練を提供する主たる対象者）

第7条 事業所において指定自立（生活）訓練を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 知的障害者（18歳未満の者を除く）

(2) 精神障害者（18歳未満の者を除く）

（内容及び手続きの説明および同意）

第8条 事業所は、支給決定を受けた障害者がサービスの利用の申し込みを行ったときは、利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、利用申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤

務体制、その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を期した文書を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について利用申込者の同意を得る。

- 2 事業所は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をする。

（契約支給量の報告等）

第9条 事業所は、サービスを提供するときは、サービス内容、利用者に提供することを契約したサービスの量（以下「契約支給量」）という。その他の必要な事項（以下「受給者記載事項」という。）を利用者の受給者証に記載する。

- 2 前項の契約支給量の総量、その利用者の支給量を超えないものとする。
- 3 事業所は、サービスの利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告する。
- 4 前3項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

（提供拒否の禁止）

第10条 事業所は、正当な理由なくサービスの提供を拒まないものとする。

（連絡調整に対する協力）

第11条 事業所は、サービスの利用について市町村または一般相談支援事業所若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力をする。

（サービス提供困難時の対応）

第12条 事業所は、通常の事業の実地地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害福祉サービス事業所等の紹介その他の必要な措置を速やかに講ずる。

（受給資格の確認）

第13条 事業所は、サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等確かめる。

（訓練等給付費の支給の申請に係る援助）

第14条 事業所は、当事業所が行う指定障害福祉サービスを関わる支給決定を受けていない者から利用の申し込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行う。

- 2 事業所は、支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行う。

（心身の状況等の把握）

第15条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保険医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

（サービス提供の記録）

第16条 事業所は、サービスを提供した際は、サービスの提供日、内容その他必要な事項を、サービスの提供の都度記録する。

2 事業所は、前項の規定による記録に際しては、利用者からサービスを提供したことについて確認を受ける。

（指定障害福祉サービス事業者等の連携等）

第17条 事業所は、サービスを提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保険医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

2 事業所は、サービスの提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

（地域との連携等）

第18条 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

（身分を証する書類の遂行）

第19条 事業所は、職員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者またはその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導する。

（指定自立訓練（生活訓練）の取扱方針）

第20条 事業所は、個別支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮する。

2 職員は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。

3 事業所は、その提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

（指定自立（生活）訓練の内容）

第21条 事業所で行う指定宿泊型・通所型自立（生活）訓練の内容は、次のとおりとする。

- （1）自立（生活）訓練計画の作成
- （2）家事等日常生活能力を向上させるために必要な訓練
- （3）生活相談及び支援
- （4）健康管理のための支援

- (5) 地域生活への移行のための支援
- (6) 余暇活動のための支援
- (7) 創作活動及び生産活動の機会の提供
- (8) 宿泊による生活訓練
- (9) 地域移行のための支援
- (10) 送迎サービス
- (11) その他必要な訓練、支援、相談、助言等、日常生活上必要な支援

(地域生活への移行のための支援)

第22条 事業所は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術を持って訓練を行う。

- 2 事業所は、利用者が地域において安心した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者が住宅等における生活に移行した後も、一定期間、定期的な連絡、相談を行う。

(職場への定義のための支援等の実地)

第23条 事業所は、障害者の職場への定着を促進するため、事業所が提供する指定自立訓練（生活訓練）を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業、生活支援センター等の関係機関と連携して、当核障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努める。

- 2 事業所は、事業所が提供する指定自立訓練（生活訓練）を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当核指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努める。

(利用者から受領する費用の額等)

第24条 指定自立（生活）訓練を提供した際には、利用者から当該指定自立（生活）訓練に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない指定自立（生活）訓練を提供した際は、利用者から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」における第29条第3項の規定により算定された訓練等給付費の額に100分の90を乗じて得た額の支払いを受けるものとする。
- 3 前項のほか、次に定める費用については、利用者から徴収するものとする。
 - (1) 食事は自炊とする。（食材料費は実費額）
 - (2) 日用品費 日額100円
 - (3) 光熱水費 実費
 - (4) 居室の使用に係る居室利用費 1日につき450円
 - (5) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費
- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

(通常の実業実施地域)

第25条 通常の実業実施地域は志布志市、大崎町地域とする。

(協力医療機関)

第26条 事業所は、利用者の病状の急変等に備えるため、次のとおり協力医療機関を定める。

協力医療機関名： 病院 芳春苑

(掲示)

第27条 事業所は、当事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの洗濯に資すると認められる重要事項を掲示する。

2 事業所は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に観覧させることにより、同項の規定による刑事に代えることが出来る。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第28条 利用者は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

- (1) 居室共用施設等、建物の模様替え等工作はしないこと。
- (2) 喧嘩、口論等他人に迷惑をかける行為をしないこと。
- (3) 指定した場所以外での火気の使用は一切禁止する。
- (4) 施設内で飲酒は禁止する。
- (5) 事業所内の秩序、風紀を乱し、または安全衛生を害する行為をしないこと。

(緊急時等の対応)

第29条 職員は指定自立（生活）訓練の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

(事故発生時の対応)

第30条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

- (1) 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- (2) 事業所において、職員に対するサービスの提供による賠償すべき自己が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う事。

(非常災害対策)

第31条 事業所は、防火管理者を定めるとともに、非常災害対策が起きた場合に備えて、防災計画及び風水害、地震などに対処するための計画を策定しておくものとする。

- 2 事業者は前項の計画に基づいて、定期的に避難・救出訓練その他必要な訓練を行う。
- 3 第1項の具体的計画は、火災、震災、風水害その他のその事業所の周辺の地域において想定される非常災害に関するものとする。
- 4 事業者は、第1項の具体的計画の概要を当該事業所の利用者及び従業員に見やすいように掲示するものとする。
- 5 事業者は、前項に規定する訓練の実地に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。
- 6 事業所は、非常災害に備え、利用者及び職員の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を備蓄する。

（衛生管理等）

第32条 事業所は、利用者の使用する設備及び飲料用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具の管理を適切に行う。

- 2 事業所は、当事業所において感染症または食中毒が発生し、または萬葉しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。
 - ① 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的
に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - ② 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - ③ 事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症
の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。

（苦情解決）

第33条 事業所は、提供した指定自立訓練（生活訓練）に関する利用者及びその家族（以下「利用者等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は、前項の苦情を受けつけた場合には、その苦情の内容等を記録する。
- 3 事業所は、提供した指定自立（生活）訓練に関し、法の定めるところにより都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は当該職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村又は、都道府県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村または、都道府県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業所は、市町村または都道府県知事及びまたは市町村町から求めがあった場合には、前項の改善の内容を報告する。
- 5 社会福祉法第83条（昭和26年法律第45号）に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

（個人情報の保護・秘密保持等）

第34条 管理者または職員、その業務上知り得た利用者または家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱い

秘密を洩らさないものとする。

- 2 事業所は、管理者および職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずる。
- 3 事業所は、他の指定障害福祉サービス事業所等に対して、利用者またはその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者またはその家族の同意を得る。

（虐待防止に関する事項）

第35条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し虐待防止等の研修を実施する等の措置を講じなければならないものとする。

- （1）虐待防止に関する責任者の選定及び措置。
- （2）利用者の希望や必要に応じて成年後見制度の利用を支援する。
- （3）苦情解決体制の整備。
- （4）身体拘束等その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

（虐待の防止）

第36条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- ② 事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- ③ 全各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（身体拘束等の禁止）

第37条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束を行なう場合には、その態様及び緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 事業所は、身体拘束の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
 - ① 身体拘束等の適正化のため対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
 - ② 身体拘束の適正化のための指針を整備する。
 - ③ 職員に対し、身体拘束等の適正化のため研修を定期的に実施する。

（ハラスメントの防止）

第38条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる言葉または優越的な関係を背景とした言葉であったり、全てのハラスメントにおいて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによる職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

（業務継続計画の算定等）

- 第39条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に
実地するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」
という。）を」算定し、当核業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。
- 2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実地する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（記録の整備）

- 第40条 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 2 事業所は、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存する。

（勤務体制の確保等）

- 第41条 事業所は、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう職員の勤務の体制を定めておく。
- 2 事業所は、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務を除き、当事業所の職員によってサービスを提供する。
- 3 事業所は、職員の資の向上のために、研修の機会を次の通り設ける。

（1）採用時研修 採用後3カ月以内

（2）継続研修 年1回以上

- 4 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 5 事業所は、利用者に対する指定自立訓練（生活訓練）の提供に関する諸記録を整備し、当該指定自立訓練（生活訓練）を提供した日から5年間保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人左右会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成26年12月21日から施行する。
- この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。
- この規定は 平成30年 8月 1日から施行する。
- この規定は 令和 4年12月10日から施行する。
- この規定は 令和 6年 3月28日から施行する。